

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年8月14日

【四半期会計期間】 第79期第1四半期(自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)

【会社名】 株式会社ヴィア・ホールディングス

【英訳名】 VIA Holdings, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 大場 典彦

【本店の所在の場所】 東京都文京区関口一丁目43番5号

【電話番号】 03-5155-6801(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役兼常務執行役員 能仁 一朗

【最寄りの連絡場所】 東京都文京区関口一丁目43番5号

【電話番号】 03-5155-6801(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役兼常務執行役員 能仁 一朗

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第78期 第1四半期 連結累計期間	第79期 第1四半期 連結累計期間	第78期
会計期間	自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日	自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日	自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日
売上高 (百万円)	6,255	6,360	24,953
経常利益 (百万円)	170	178	500
四半期(当期)純利益 (百万円)	497	67	183
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	514	38	358
純資産額 (百万円)	4,534	5,299	5,378
総資産額 (百万円)	20,971	20,677	20,698
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	20.43	1.07	7.55
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	20.43	1.06	7.55
自己資本比率 (%)	21.6	25.6	26.0
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	257	544	1,653
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	1,119	99	96
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	701	201	1,460
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高 (百万円)	3,721	3,578	3,334

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 第78期第1四半期連結累計期間の数値については、誤謬の訂正による遡及処理後の数値を記載しております。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、政府の経済対策の効果や米国経済の強さを背景として、緩やかな回復が見られました。一方で、円安や消費増税による物価の上昇が見られ、消費の先行きの不透明感が未だ拭えない状況にあります。

外食業界においては、消費増税の影響は当初の想定に比べて少ないものの、回復ペースはまだであり、業界として本格的な需要回復には至っておりません。特にファストフード市場や居酒屋市場は他業種の代替やニーズの変化などにより、依然として熾烈な競争状態にあります。また、食の安全確保や食材価格の上昇、景気回復に伴う人員確保の難化など、厳しい経営環境が継続しております。

こうしたなか、当社グループにおいては、平成25年5月に策定した5カ年の中期経営計画『Dynamic Challenge 500 ~新たな成長で、新たなステージへ~』に基づき、「既存業態のブラッシュアップと新規出店の加速化」「フランチャイズ店舗の積極展開」「M&Aによる経営資源の強化とドミナント形成の推進」を戦略方針に掲げ、それぞれの施策を進めてまいりました。

また、これらの戦略を支える財務基盤の強化と資本施策の選択肢を広げるため、中期経営計画の最終年度を目処として東証本則市場へ市場変更することを検討し、社内体制の整備を進めております。

営業面では、既存店の客数を伸ばし続けることに重きをおき、それぞれの業態について、コンセプトを見直し、ブランド力の強化を図ってまいりました。なかでも、うおや一丁やいちげんについては、リニューアルによる効果も相まって、好調に推移しております。

店舗数については、新規出店が4店（うち、FC1店）、閉店が3店（うち、FC1店）となり、当四半期末の店舗数は、522店舗（うち、FC84店舗）となりました。

売上原価については、お客様によりバリューを感じていただける商品ラインナップとすることで、粗利高を確保する一方、売上原価率は前年に比べて0.3%上昇しました。販売管理費については、労働時間のコントロールを中心にコストの適正化をすすめ、売上販管費率は前年に比べて0.8%改善しました。

これらの結果、当第1四半期連結累計期間の当社グループの売上高は6,360百万円（前年同四半期比1.7%増）、営業利益は240百万円（同12.9%増）、経常利益は178百万円（同4.7%増）となりました。

四半期純利益は前年同四半期と比べ429百万円（同86.5%減）減益の67百万円となりました。これは主に前年同四半期に子会社株式会社売却益598百万円（特別利益）を計上したことによるものであります。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間の総資産は、前連結会計年度末に比べ20百万円減少し、20,677百万円となりました。これは主に、前払税金が62百万円増加したこと、建物が58百万円増加した一方、売掛金が61百万円減少したこと、敷金及び保証金が80百万円減少したこと等によるものであります。

一方、負債の部では、買掛金が62百万円増加したこと、未払費用が135百万円増加したこと、未払法人税等が121百万円減少したこと及び長期リース債務が23百万円減少したこと等により、負債合計は前連結会計年度末に比べ58百万円増加し、15,378百万円となりました。

純資産の部は、資本剰余金が剰余金の配当により120百万円減少したこと、利益剰余金が四半期純利益により67百万円増加したこと及びその他有価証券評価差額金が29百万円減少したこと等により、純資産合計は前連結会計年度末に比べ78百万円減少し、5,299百万円となりました。

この結果、自己資本比率は前連結会計年度末に比べ0.4ポイント下がり25.6%となり、普通株式に係る1株当たり純資産額は76円38銭となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況分析

当第1四半期連結累計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の残高は、前連結会計年度末と比較し、244百万円増加の3,578百万円となりました。

当第1四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動により得られた資金は、544百万円（前年同四半期比287百万円の増加）となりました。これは主に、税金等調整前四半期純利益による収入が143百万円、現金の支出が伴わない減価償却費が272百万円及びのれん償却額が35百万円があったこと及び未払消費税等が97百万円増加したことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動により使用した資金は、99百万円（前年同四半期比1,218百万円の増加）となりました。これは主に、敷金・保証金の回収による収入が89百万円あったものの、既存店のリニューアルや新規出店等に伴う有形固定資産の取得による支出が166百万円あったことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動により使用した資金は、201百万円（前年同四半期比500百万円の減少）となりました。これは主に、リース債務の返済による支出が40百万円、長期未払金の返済による支出が40百万円及び配当金の支払による支出が120百万円あったことによるものであります。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	80,000,000
A種優先株式	2,400
B種優先株式	1,000
計(注)	80,000,000

(注) 当社の発行可能株式総数は80,000,000株であり、普通株式及び各種類株式の発行可能種類株式総数の合計数とは異なります。

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成26年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成26年8月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	24,332,300	24,332,300	東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数は100株 あります。
A種優先株式	2,400	2,400	非上場	(注)2
B種優先株式 (注)3	1,000	1,000	非上場	(注)4、5、6
計	24,335,700	24,335,700		

(注)1. 「提出日現在発行数」欄には、平成26年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

2. A種優先株式の内容は以下のとおりであります。

(1) 単元株式数は1株であります。

(2) 議決権

A種優先株式は資金調達及び株式の希薄化を防ぐことを目的として発行しており、A種優先株式を有する株主(以下「A種優先株主」という。)は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(3) 譲渡制限

譲渡によるA種優先株式の取得については、当会社取締役会の承認を要する。

(4) 剰余金の配当

A種優先配当金

当社は、事業年度の末日を基準日として剰余金の配当を行うときは、当該基準日の最終の株主名簿に記録されたA種優先株主又はA種優先株式の登録株式質権者(以下「A種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、A種優先株式1株につき50,000円(但し、平成24年3月31日を基準日として剰余金の配当を行うときは25,000円とする。以下「A種優先配当金」という。)を支払う。

累積条項

ある事業年度においてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して支払う1株あたりの剰余金の配当の額が、A種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積する。累積した不足額(以下「A種優先累積未払配当金」という。)については、当該翌事業年度以降、A種優先配当金及び普通株主又は普通登録株式質権者に対する剰余金の配当に先立ち、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して支払う。

非参加条項

A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先配当金を超えて配当は行わない。但し、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に

掲げる剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に掲げる剰余金の配当についてはこの限りではない。

(5) 残余財産の分配

残余財産の分配額

当社は、残余財産の分配をするときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、1,000,000円及びA種優先累積未払配当金相当額の合計額を支払う。

非参加条項

A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

(6) 金銭を対価とする取得請求権（償還請求権）

A種優先株主は、平成26年9月30日以降、毎年10月1日（但し、10月1日が営業日でない場合は、翌営業日とする。以下「償還請求日」という。）に、法令上可能な範囲で、かつ下記に定める上限の範囲内において、当社に対して、金銭の交付と引換えに、その有するA種優先株式の全部又は一部を取得することを請求（以下「償還請求」という。）することができるものとし、当社はA種優先株主が償還請求をしたA種優先株を取得するのと引換えに、下記に定める額（以下「任意償還価額」という。）の金銭を、当該A種優先株主に対して交付するものとする。なお、下記に定める上限を超えて償還請求が行われた場合、取得すべきA種優先株式は、各A種優先株主が償還請求をしたA種優先株式の数に応じた按分比例の方法による。

取得株式数の上限

A種優先株主は、各償還請求日において、A種優先株式800株を上限として、償還請求をすることができる。但し、ある償還請求日において当社が取得したA種優先株式の数が、かかる上限の数に達しないときは、その不足分は次回以降の償還請求日に累積する。

任意償還価額

任意償還価額は、A種優先株式1株につき、1,000,000円及びA種優先累積未払配当金相当額の合計額とする。

(7) 金銭を対価とする取得条項（償還条項）

当社は、平成26年9月30日以降いつでも、当社取締役会が別に定める日が到来することをもって、法令上可能な範囲で、金銭の交付と引換えに、A種優先株式の全部又は一部を取得することができる。この場合、当社は、かかるA種優先株式を取得するのと引換えに、A種優先株式1株につき1,000,000円及びA種優先未払累積配当金相当額の合計額の金銭をA種優先株主に交付するものとする。なお、複数のA種優先株主からA種優先株式の一部を取得する場合は、按分比例の方法により決定する。

(8) 株式の分割又は併合等

当社は、A種優先株式について、株式の分割又は株式の併合は行わない。

当社は、A種優先株主には、募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式又は新株予約権の無償割当てを行わない。

(9) 会社法第322条第2項に規定する定款の定め有無

会社法第322条第2項に規定する定款の定めは無い。

3. B種優先株式は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。

4. B種優先株式に係る行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質は以下のとおりであります。なお、詳細については(注)6.(8)「普通株式を対価とする取得請求権」に記載しております。

(1) 普通株式の株価の下落により取得価額が下方修正された場合、取得請求権の行使により交付される普通株式数が増加します。

(2) 取得価額の修正の基準及び頻度

毎年4月1日及び10月1日における時価に相当する金額に修正します。

(3) 取得価額の下限は453円（当初転換価額の50%）であります。

(4) 当社の決定により、平成27年4月1日以降、B種優先株式の全部の取得が可能であります。

5. B種優先株式に係る行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項

当社とB種優先株式の株主である株式会社日本政策投資銀行（本(注)5.において以下「所有者」という。）との間において、平成26年2月6日に投資契約を締結しております。主な内容は以下のとおりであります。

(1) 権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

金銭を対価とする取得請求権（償還請求権）に関する内容

所有者による金銭を対価とする取得請求権は、下記のいずれかの事由に該当する場合に限り、その行使が可能とされています。なお、下記4)乃至7)の事由に該当する場合には、既存のA種優先株主又はその関係会社がA種優先株式を保有しているときには、平成28年10月1日までの期間については、その行使ができないものとされています。

1) B種優先株式の発行日から5年が経過した場合

2) 当社がその義務（下記(3)記載の投資契約における当社の義務。）に違反した場合（但し、軽微な義務違反の場合には、一定期間に治癒されない場合に限る。）

3) 当社が投資契約に定める表明保証（投資契約締結によりその他の契約の違反を生じさせる事項の不存在、所有者に対して開示している情報以外に財政状態に重大な悪影響を及ぼす事項の不存在、反社会

的勢力との取引の不存在、その他第三者割当による株式の割当において一般的に行われる表明及び保証)に違反した場合(但し、軽微なものを除く。)

- 4) 事業年度の末日を基準として、(i) B種優先株式の取得価額の総額と残存するA種優先株式の任意償還額(当該事業年度に係る優先配当金の不足額についても含まれるものとして算定する額とする。)の総額の合計が、(ii) 当社の分配可能額から当該事業年度の末日を基準日として普通株式に対して支払われる予定の剰余金の配当額を控除した額を上回ることとなった場合
- 5) 当社の各事業年度末日及び第2四半期の末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の金額が平成25年3月期比80%の金額を下回った場合
- 6) 平成26年度3月期以降の各年度の決算期における連結経常損益が損失となった場合
- 7) 当社の各事業年度末における連結のレバレッジ・レシオ(有利子負債合計額/(経常損益+減価償却費(のれん償却費を含む)))の数値が8.0を超える場合

普通株式を対価とする取得請求権に関する内容

所有者による当社普通株式を対価とする取得請求権の行使に関しては、下記のいずれかの事由に該当する場合に限り、その行使が可能とされています。

- 1) B種優先株式に対する剰余金の配当が、連続する2事業年度を通じて一度も行われなかった場合
 - 2) 上記 2)及び3)記載の事由が発生した場合
 - 3) 上記 1)、4)乃至7)記載の事由が発生した日から6ヶ月間が経過した場合
- (2) 当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容
B種優先株式の全部又は一部を第三者に譲渡する場合には、当社の取締役会の承認を要します。
- (3) その他の取決めの内容
当社の財務的健全性を確保すること等を目的として、当社は主に次に掲げる事項を遵守することとしております。
- 1) 当社グループの主たる事業を営むにあたり、必要な許可等を維持すること、並びに主たる事業内容を変更しないこと
 - 2) 当社のグループ構成を維持し、所有者の事前承諾なしにグループ内以外の重要な組織再編を行わないこと、並びに減資、合併、事業譲渡及び重要な資産の譲渡等の重大な変更を行わないこと
 - 3) 当社は所有者の事前承諾なしに資本構成の重大な変更を自ら行わないこと
 - 4) 発行可能株式総数から発行済株式の総数を控除して得た数が、B種優先株式の全てについて取得請求を行った場合に所有者が取得することとなる普通株式数を超過している状態を維持すること
 - 5) 普通株式への配当後の分配可能額がB種優先株式の払込金額の総額に累積未払B種優先配当金の総額(B種優先株式の発行要項に従って計算される。)を加算した金額を下回ることとなるような剰余金の配当を行わないこと
 - 6) 法令及び投資契約に定める場合のほか、所有者の承諾なく自己株式の取得を行わないこと
 - 7) 当社は所有者の事前承諾なしに各事業年度末日における有利子負債残高が前事業年度末日の残高を上回るような借入又は社債の発行を行わないこと

6. B種優先株式の内容

- (1) 単元株式数は1株とする。

(2) 議決権

B種優先株式は資金調達及び株式の希薄化を防ぐことを目的として発行しており、B種優先株式を有する株主(以下「B種優先株主」という。)は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(3) 譲渡制限

譲渡によるB種優先株式の取得については、当会社取締役会の承認を要する。

(4) 剰余金の配当

B種優先配当金

当社は、剰余金の配当(9月30日を基準日として行うものを除く。)を行うときは、当該配当にかかる基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種優先株式を有する株主(以下「B種優先株主」という。)又はB種優先株式の登録株式質権者(以下「B種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につき下記に定める額の剰余金(以下「B種優先配当金」という。)を配当する。ただし、当該配当にかかる基準日を含む事業年度に属する日を基準日として、B種優先配当金の全部又は一部の配当(下記に定めるB種優先累積未払配当金の配当を除き、B種優先中間配当金(下記に定義する。以下同じ。)を含む。)がすでに行われているときは、かかる配当の累積額を控除した額とする。

B種優先配当金の額

B種優先配当金の額は、1株につき、85,000円(ただし、平成26年3月31日に終了する事業年度に属する日を基準日とするB種優先配当金の額は、1株につき、0円)とする。

累積条項

ある事業年度に属する日を基準日として、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して支払う1株あたり剰余金の配当(以下に定めるB種優先累積未払配当金の配当を除き、B種優先中間配当金を含む。)の額の合計額が当該事業年度にかかるB種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、当該事業年度の翌事業年度の初日(同日を含む。)以降、実際に支払われた日(同日を含む。)まで、年率8.5%(以下「B種優先配当率」という。)で1年毎の複利計算により累積する。なお、当該計算は、

1年を365日とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。累積した不足額（以下「B種優先累積未払配当金」という。）については、B種優先配当金、B種優先中間配当金及び普通株主若しくは普通登録株式質権者に対する配当金に先立って、これをB種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して支払う。

非参加条項

B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対しては、B種優先配当金を超えて剰余金を配当しない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

B種優先中間配当金

当社は、毎年9月30日を基準日として剰余金の配当を行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につき当該基準日の属する事業年度におけるB種優先配当金の額の2分の1に相当する額（1円に満たない金額は切り上げる。）（以下「B種優先中間配当金」という。）を配当する。ただし、当該配当にかかる基準日を含む事業年度に属する日を基準日として、B種優先配当金の全部又は一部の配当（B種優先累積未払配当金の配当を除く。）がすでに行われているときは、かかる配当の累積額を控除した額とする。

優先順位

A種優先株式及びB種優先株式の剰余金の配当の支払順位は、同順位とする。

(5) 残余財産の分配

残余財産の分配額

当社は、残余財産を分配するときは、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株あたりの残余財産分配価額として、以下の算式に基づいて算出される額（以下「基準価額」という。）を支払う。

（基準価額算式）

$$1株あたりの残余財産分配価額 = 1,000,000円 + B種優先累積未払配当金 \\ + 前事業年度未払B種優先配当金 + 当事業年度未払優先配当金額$$

上記算式における「B種優先累積未払配当金」は、残余財産分配がなされる日（以下「残余財産分配日」という。）を実際に支払われた日として、上記(4)に従い計算される額とする。

「前事業年度未払B種優先配当金」は、基準日の如何にかかわらず、残余財産分配日の属する事業年度の前事業年度（以下本項において「前事業年度」という。）にかかるB種優先配当金のうち、残余財産分配日までに実際に支払われていないB種優先配当金がある場合における当該前事業年度にかかるB種優先配当金の不足額（ただし、B種優先累積未払配当金に含まれる場合を除く。）とする。

「当事業年度未払優先配当金額」は、1,000,000円にB種優先配当率を乗じて算出した金額について、残余財産分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）以降、残余財産分配日（同日を含む。）までの期間に実日数につき日割計算により算出される金額から、残余財産分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）以降に、当該事業年度に属する日を基準日として、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に支払われた配当（B種優先累積未払配当金及び前事業年度にかかるB種優先配当金の配当を除く。）がある場合における当該配当の金額を控除した金額とする。

なお、当該計算は、1年を365日とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。

非参加条項

B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配を行わない。

優先順位

A種優先株式及びB種優先株式の残余財産の分配の支払順位は、同順位とする。

(6) 金銭を対価とする取得請求権（償還請求権）

B種優先株主は、当社に対し、平成26年4月1日以降いつでも、金銭を対価としてB種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができる（当該請求をした日を、以下「金銭対価取得請求権取得日」という。）。当社は、この請求がなされた場合には、B種優先株式の全部又は一部を取得すると引換えに、金銭対価取得請求権取得日における会社法第461条第2項所定の分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、金銭対価取得請求権取得日に、B種優先株主に対して、次に定める取得価額の金銭の交付を行うものとする。ただし、分配可能額を超えてB種優先株主から取得請求があった場合、取得すべきB種優先株式は取得請求される株数に応じた比例按分の方法により決定する。B種優先株式1株あたりの取得価額は、上記(5)に定める基準価額算式に従って計算される。なお、本項の取得価額を算出する場合は、上記(5)に定める基準価額の計算における「残余財産分配日」を「金銭対価取得請求権取得日」と読み替えて、基準価額を計算する。

(7) 金銭を対価とする取得条項（償還条項）

当社は、平成27年4月1日以降の日で、当社の取締役会が別に定める日が到来したときは、当該日において、B種優先株主又はB種登録株式質権者の意思にかかわらず、法令上可能な範囲で、次に定める取得価額の金銭の交付と引換えにB種優先株式の全部又は一部を取得することができる（以下当該取得を行う日を「金銭対価取得条項取得日」という。）。なお、一部取得するときは、比例按分の方法による。

B種優先株式1株あたりの取得価額は、上記(5)に定める基準価額算式に従って計算される。なお、本項の取得価額を算出する場合は、上記(5)に定める基準価額の計算における「残余財産分配日」を「金銭対価取得条項取得日」と読み替えて、基準価額を計算する。

(8) 普通株式を対価とする取得請求権

B種優先株主は、当会社に対し、下記に定める取得を請求することができる期間中、下記に定める条件で、普通株式を対価としてB種優先株式を取得することを請求することができる。

取得を請求することができる期間

平成26年4月1日以降

取得と引換えに交付すべき財産

- 1) 当会社は、B種優先株主が取得請求権を行使した場合、当該B種優先株主の有するB種優先株式を取得するのと引換えに、当該B種優先株主に対して、次に定める条件により当会社の普通株式を交付する(以下当該取得を行う日を「普通株式対価取得請求権取得日」という。)。なお、B種優先株主に交付される普通株式数の算出に際し、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとし、会社法167条第3項に定める金銭による調整は行わない。

$$\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \left(\text{B種優先株主が取得を請求したB種優先株式の上記(5)に定める基準価額の総額} \right) \div \text{転換価額}$$

なお、上記の基準価額の算出においては、上記(5)に定める基準価額の計算における「残余財産分配日」を「普通株式対価取得請求権取得日」と読み替えて、基準価額を計算する。

2) 転換価額

イ 当初転換価額

当初転換価額は、906円とする。

ロ 転換価額の修正

転換価額は、平成26年10月1日以降の毎年4月1日及び10月1日(以下それぞれ「転換価額修正日」という。)に、転換価額修正日における時価に相当する金額(以下「修正後転換価額」という。)に修正されるものとする。ただし、修正後転換価額が当初転換価額の50%(453円。以下「下限転換価額」という。)を下回るときは、修正後転換価額は下限転換価額とする。なお、転換価額が、下記八により調整された場合には、下限転換価額についても同様の調整を行うものとする。

上記「時価」とは、当該転換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)における普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の単純平均値(終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。

八 転換価額の調整

- (a) 当会社は、B種優先株式の発行後、下記(b)に掲げる各事由により普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)をもって転換価額(上記ロに基づく修正後の転換価額を含む。)を調整する。

$$\text{調整後転換価格} = \text{調整前転換価格} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式株} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

転換価額調整式で使用する「既発行普通株式数」は、普通株主に下記(b)(i)ないし(iv)の各取引に係る基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1ヶ月前の日における当会社の発行済普通株式数から当該日における当会社の有する普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に下記(b)又は(d)に基づき交付普通株式数とみなされた普通株式のうち未だ交付されていない普通株式の数を加えた数とする。

転換価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、普通株式の株式分割が行われる場合には、株式分割により増加する普通株式数(基準日における当会社の有する普通株式に関して増加した普通株式数を含まない。)とし、普通株式の併合が行われる場合には、株式の併合により減少する普通株式数(効力発生日における当会社の有する普通株式に関して減少した普通株式数を含まない。)を負の値で表示して使用するものとする。

転換価額調整式で使用する「1株あたりの払込金額」は、下記(b)(i)の場合は当該払込金額(金銭以外の財産を出資の目的とする場合には適正な評価額、無償割当ての場合は0円とする。)、下記(b)(ii)及び(iv)の場合は0円とし、下記(b)(iii)の場合は取得請求権付株式等(下記(b)(iii)に定義する。)の交付に際して払込みその他の対価関係にある支払がなされた額(時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得、転換、交換又は行使に際して取得請求権付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額

を、その取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の数で除した金額（下記(b)(iii)において「対価」という。）とする。

- (b) 転換価額調整式によりB種優先株式の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(i) 下記(c)(ii)に定める時価を下回る払込金額をもって普通株式を交付する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、当会社の交付した取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本八において同じ。）の取得と引換えに交付する場合又は普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本八において同じ。）その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使により交付する場合を除く。）

調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、当会社の普通株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

- (ii) 普通株式の株式分割をする場合

調整後の転換価額は、普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- (iii) 取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権であって、その取得と引換えに下記(c)(ii)に定める時価を下回る対価をもって普通株式を交付する定めがあるものを交付する場合（無償割当ての場合を含む。）、又は下記(c)(ii)に定める時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券若しくは権利を交付する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後の転換価額は、交付される取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権、又は新株予約権その他の証券若しくは権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、交付される日又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、普通株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で交付されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

- (iv) 普通株式の併合をする場合

調整後の転換価額は、株式の併合の効力発生日以降これを適用する。

- (c) (i) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

(ii) 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東証における普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の単純平均値（終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。

- (d) 上記(b)に定める転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合に該当すると当会社取締役会が合理的に判断するときには、当会社は、必要な転換価額の調整を行う。

(i) 当会社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部又は一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために転換価額の調整を必要とするとき。

(ii) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相相して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(iii) その他当会社の発行済普通株式の株式数の変更又は変更の可能性の生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

- (e) 転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満の場合は、転換価額の調整は行わないものとする。ただし、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。

(f) 上記(a)ないし(e)により転換価額の調整を行うときは、当会社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を株主名簿に記載された各B種優先株主に通知する。ただし、その適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

3) 取得請求受付場所

東京都文京区関口一丁目43番5号

株式会社ヴィア・ホールディングス

4) 取得の効力発生

取得請求書が上記3)に記載する取得請求受付場所に到着したときに、当社は、B種優先株式を取得し、当該取得請求をした株主は、当社がその取得と引換えに交付すべき普通株式の株主となる。

(9) 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

当社は、法令に定める場合を除き、B種優先株式について株式の分割又は併合を行わない。

当社は、B種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

(10) 会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無

会社法第322条第2項に規定する定款の定めは無い。

(2) 【新株予約権等の状況】

当第1四半期会計期間において発行した新株予約権は次のとおりであります。

決議年月日	平成26年3月19日
新株予約権の数(個)	28
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,800
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	平成26年4月1日～平成27年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価額 855 資本組入額 428
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員、使用人または顧問であることを必要とする。ただし、正当な事由があると取締役会が認めた場合はこの限りではない。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡により取得するには、当社取締役会の承認を必要とする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成26年4月1日～ 平成26年6月30日 (注)	2,700	24,335,700	1	1,601	1	401

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成26年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種優先株式 2,400 B種優先株式 1,000		A種優先株式及びB種優先株式の内容は、「1 株式等の状況」の「(1)株式の総数等」の「発行済株式」の注記に記載されております。
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,500		
完全議決権株式(その他)	普通株式 24,328,400	243,284	
単元未満株式	普通株式 1,400		1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	24,335,700		
総株主の議決権		243,284	

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が2,500株含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数25個が含まれております。

【自己株式等】

平成26年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社ヴィア・ホールディングス	東京都文京区関口1丁目43番5号	2,500		2,500	0.01
計		2,500		2,500	0.01

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、四半期連結財務諸表規則第5条の2第2項により、四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(平成26年4月1日から平成26年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成26年4月1日から平成26年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、あらた監査法人による四半期レビューを受けております。

なお、当社の監査人は次のとおり交代しております。

第78期連結会計年度 御成門公認会計士共同事務所

第79期第1四半期連結会計期間及び第1四半期連結累計期間 あらた監査法人

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年 3月31日)	当第 1 四半期連結会計期間 (平成26年 6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,334	3,578
受取手形及び売掛金	421	360
原材料及び貯蔵品	180	182
繰延税金資産	559	531
その他	610	655
貸倒引当金	1	0
流動資産合計	5,105	5,307
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	6,302	6,292
機械装置及び運搬具（純額）	480	512
工具、器具及び備品（純額）	398	402
リース資産（純額）	334	308
土地	1,393	1,393
建設仮勘定	19	6
有形固定資産合計	8,928	8,916
無形固定資産		
のれん	1,941	1,903
その他	250	238
無形固定資産合計	2,191	2,141
投資その他の資産		
投資有価証券	1,204	1,165
長期貸付金	10	10
敷金及び保証金	2,760	2,679
繰延税金資産	359	356
その他	134	104
貸倒引当金	0	5
投資その他の資産合計	4,469	4,311
固定資産合計	15,590	15,369
繰延資産	2	1
資産合計	20,698	20,677

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成26年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	1,169	1,232
短期借入金	1,500	1,500
未払金	422	457
未払費用	634	770
未払法人税等	157	35
賞与引当金	169	99
リース債務	153	139
店舗閉鎖損失引当金	12	5
株主優待引当金	18	52
その他	536	681
流動負債合計	4,773	4,973
固定負債		
長期借入金	9,505	9,505
リース債務	246	222
その他	793	675
固定負債合計	10,545	10,404
負債合計	15,319	15,378
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,600	1,601
資本剰余金	4,698	4,579
利益剰余金	876	808
自己株式	2	2
株主資本合計	5,420	5,370
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	38	67
繰延ヘッジ損益	3	2
その他の包括利益累計額合計	42	70
新株予約権	-	0
純資産合計	5,378	5,299
負債純資産合計	20,698	20,677

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)
売上高	6,255	6,360
売上原価	1,933	1,989
売上総利益	4,322	4,370
販売費及び一般管理費	4,109	4,130
営業利益	212	240
営業外収益		
受取配当金	8	10
受取賃貸料	12	20
その他	15	4
営業外収益合計	36	35
営業外費用		
支払利息	68	60
借入契約に伴う費用	6	29
その他	3	7
営業外費用合計	78	97
経常利益	170	178
特別利益		
店舗閉鎖損失引当金戻入額	0	-
子会社株式売却益	598	-
特別利益合計	599	-
特別損失		
減損損失	-	7
固定資産除却損	2	23
店舗閉鎖損失引当金繰入額	-	4
その他	0	-
特別損失合計	2	35
税金等調整前四半期純利益	767	143
法人税、住民税及び事業税	39	35
法人税等調整額	231	40
法人税等合計	270	75
少数株主損益調整前四半期純利益	497	67
四半期純利益	497	67

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	497	67
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	14	29
繰延ヘッジ損益	2	1
その他の包括利益合計	17	28
四半期包括利益	514	38
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	514	38
少数株主に係る四半期包括利益	-	-

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	767	143
減価償却費	260	272
のれん償却額	35	35
繰延資産償却額	1	1
減損損失	-	7
貸倒引当金の増減額(は減少)	0	4
賞与引当金の増減額(は減少)	60	70
店舗閉鎖損失引当金の増減額(は減少)	17	7
株主優待引当金の増減額(は減少)	28	34
新株予約権発行に伴うみなし人件費	4	2
受取利息及び受取配当金	10	10
支払利息	68	60
子会社株式売却損益(は益)	² 598	-
投資有価証券売却損益(は益)	0	-
固定資産除売却損益(は益)	2	23
売上債権の増減額(は増加)	34	61
たな卸資産の増減額(は増加)	4	2
その他の流動資産の増減額(は増加)	195	21
仕入債務の増減額(は減少)	25	62
前受金の増減額(は減少)	10	88
未払消費税等の増減額(は減少)	45	97
その他の流動負債の増減額(は減少)	65	45
その他	0	2
小計	520	691
利息及び配当金の受取額	10	10
利息の支払額	12	2
法人税等の支払額	260	156
営業活動によるキャッシュ・フロー	257	544
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	183	166
無形固定資産の取得による支出	10	8
投資有価証券の取得による支出	0	0
投資有価証券の売却による収入	0	-
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	² 624	-
長期貸付けによる支出	0	-
長期貸付金の回収による収入	600	1
敷金及び保証金の差入による支出	6	10
敷金及び保証金の回収による収入	91	89
預り保証金の返還による支出	0	2
預り保証金の受入による収入	0	-
その他	3	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,119	99

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	494	-
長期未払金の返済による支出	49	40
リース債務の返済による支出	37	40
株式の発行による収入	0	0
自己株式の取得による支出	0	-
配当金の支払額	120	120
財務活動によるキャッシュ・フロー	701	201
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	675	244
現金及び現金同等物の期首残高	3,046	3,334
現金及び現金同等物の四半期末残高	1 3,721	1 3,578

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

1. 偶発債務

連結会社以外の会社の連帯債務保証義務は次のとおりです。

なお、下記の債務保証先は(株)パートナーズダイニングであります。

賃貸借契約上の賃借人債務の連帯保証額

前連結会計年度 (平成26年3月31日)		当第1四半期連結会計期間 (平成26年6月30日)	
月額賃料	5百万円	月額賃料	5百万円

転貸保証金の預託に関する保証

前連結会計年度 (平成26年3月31日)		当第1四半期連結会計期間 (平成26年6月30日)	
4店舗の預託金総額	337百万円	4店舗の預託金総額	337百万円

リース会社に対する保証

前連結会計年度 (平成26年3月31日)		当第1四半期連結会計期間 (平成26年6月30日)	
リース残額	29百万円	リース残額	19百万円

2. コミットメントライン契約

当社は、資金の効率的な調達を行うため、取引金融機関3行と、シンジケーション方式によるコミットメントライン契約を締結しておりますが、当該契約には一定の財務制限条項が付されております。

なお、この契約による当第1四半期連結会計期間末の借入未実行残高は次のとおりであります。

前連結会計年度 (平成26年3月31日)		当第1四半期連結会計期間 (平成26年6月30日)	
コミットメント限度額	1,000百万円	コミットメント限度額	1,000百万円
借入実行残高	百万円	借入実行残高	百万円
差引未実行残高	1,000百万円	差引未実行残高	1,000百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1. 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)
現金及び預金	3,721百万円	3,578百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	百万円	百万円
現金及び現金同等物	3,721百万円	3,578百万円

2. 株式の売却により連結子会社でなくなった会社の資産及び負債の主な内訳

前第1四半期連結累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)

株式の全部売却により株式会社暁印刷が連結子会社でなくなったことに伴い連結除外した資産及び負債の内訳並びに株式売却価額と売却による収入は次のとおりであります。

流動資産	1,036百万円
固定資産	770百万円
流動負債	1,058百万円
固定負債	558百万円
その他有価証券評価差額金	1百万円
株式売却益	598百万円
株式の売却価額	789百万円
売却会社の現金及び現金同等物	164百万円
差引：連結範囲の変更を伴う子会社 株式の売却による収入	624百万円

当第1四半期連結累計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)

該当事項はありません。

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年6月27日 定時株主総会	A種優先株式	120	50,000	平成25年3月31日	平成25年6月28日	資本剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日
後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年6月27日 定時株主総会	A種優先株式	120	50,000	平成26年3月31日	平成26年6月30日	資本剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日
後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成25年4月1日至平成25年6月30日)

当社グループは「外食サービス事業」の単一セグメントであり、開示情報としての重要性が乏しいと考えられることから、記載を省略しております。

(報告セグメントの変更等に関する事項)

当社グループは、従来「外食サービス事業」と「印刷流通事業」の2事業を報告セグメントとしておりましたが、当第1四半期連結累計期間より「外食サービス事業」の単一セグメントに変更しております。

この変更は、「印刷流通事業」を営む連結子会社株式会社暁印刷の株式を全て譲渡したことにより、当第1四半期連結累計期間において連結の範囲から除外したことによるものであります。

当第1四半期連結累計期間(自平成26年4月1日至平成26年6月30日)

当社グループは「外食サービス事業」の単一セグメントであり、開示情報としての重要性が乏しいと考えられることから、記載を省略しております。

(金融商品関係)

四半期連結財務諸表規則第17条の2の規定に基づき、注記を省略しております。

(有価証券関係)

四半期連結財務諸表規則第17条の2の規定に基づき、注記を省略しております。

(デリバティブ取引関係)

四半期連結財務諸表規則第17条の2の規定に基づき、注記を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	20円43銭	1円07銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	497	67
普通株主に帰属しない金額(百万円)		41
(うちA種優先株主)	()	(20)
(うちB種優先株主)	()	(21)
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	497	26
普通株式の期中平均株式数(千株)	24,323	24,328
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	20円43銭	1円06銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(百万円)		
普通株式増加額(千株)	0	275
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		

(注) 「1株当たり四半期純利益」の算定においては、四半期純利益から普通株主に帰属しない金額(優先配当予定額)を控除して算出しております。なお、前年同四半期連結累計期間の「1株当たり四半期純利益」については、優先株主への配当原資が資本剰余金であったため、普通株主に帰属しない金額は控除せずに算出しております。

(重要な後発事象)

A種優先株式の取得及び消却について

当社は、平成26年8月14日開催の取締役会において、当社発行のA種優先株式の定款第11条の7の規定に基づく一部取得、並びに当該取得を条件として、会社法第178条の規定に基づく消却を行うことを決議いたしました。

1. 取得および消却の理由

資本政策の一環であります。

2. 取得の内容

(1) 取得する株式の種類	A種優先株式
(2) 取得する株式の総数	800株
(3) 株式の取得価額	定款の規定に従い、1株につき、1,000,000円
(4) 株式の取得価額の総額	800,000,000円
(5) 取得日	平成26年9月30日

3. 消却の内容

(1) 消却する株式の種類	A種優先株式
(2) 消却する株式の総数	800株(上記2.により取得する株式の全部)
(3) 効力発生日	平成26年9月30日
(4) 消却については上記2.によりA種優先株式800株を当社が取得することを条件とします。	

4. A種優先株式の取得状況

(1) 当初発行株式数	2,400株	(発行価額 2,400,000,000円)
(2) 今回取得株式数	800株	(発行価額 800,000,000円)
(3) 未取得株式数	1,600株	(発行価額 1,600,000,000円)

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年 8月14日

株式会社ヴィア・ホールディングス
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	加藤 達也	印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	仲澤 孝宏	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ヴィア・ホールディングスの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成26年4月1日から平成26年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ヴィア・ホールディングス及び連結子会社の平成26年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

その他の事項

会社の平成26年3月31日をもって終了した前連結会計年度の第1四半期連結会計期間及び第1四半期連結累計期間に係る四半期連結財務諸表並びに前連結会計年度の連結財務諸表は、それぞれ、前任監査人によって四半期レビュー及び監査が実施されている。前任監査人は、当該四半期連結財務諸表に対して平成25年12月20日付けで無限定の結論を表明しており、また、当該連結財務諸表に対して平成26年6月27日付けで無限定適正意見を表明している。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。